

建設・運送業向け

改正先取り!



令和5年度助成金セミナー

働き方改革助成金で新コース
(最大8割200万)



令和5年
2/13(月) 3/6(月)
13:30~15:00 (30分前受付開始します)

【参加特典】就業規則・36協定Word ひな形
出勤簿Excel例・36協定新規作成届出無料

ところ ひょうご税理士法人(本店)



● セミナー講師 ●

助成金申請とそれに関する就業規則の作成が業務の90%を占める助成金専門社労士。開業7年で、兵庫県・大阪府等15都道府県延べ1,200コース超(約14億円)の助成金申請実績を誇る。



まどか社会保険労務士法人
パートナー社労士 山上幸一先生

● プログラム概要 ●

参加費：無料
定員：リアル開催(先着20名) ZOOM開催(100名)
コンテンツ：

- (1)まどか社会保険労務士法人 代表開催挨拶
- (2)働き方改革助成金で新コース
 - ・働き方改革推進支援助成金(適用猶予業種等対応コース)とは
 - ・全業種対応の(時短・年休コース)とは
 - ・どんな機械、システムが対象か
 - ・要件の36協定、就業規則は
- (3)質疑応答



まどか社会保険労務士法人
ひょうご税理士法人
代表 妹尾 芳郎

改正先取り、令和5年度助成金セミナー申込書 FAX: 06-6429-2150

貴社名		業種	
ご住所	〒	従業員数	
TEL		FAX	
ご参加者	参加方法 <input type="checkbox"/> リアル <input type="checkbox"/> ZOOM	mail	
	参加方法 <input type="checkbox"/> リアル <input type="checkbox"/> ZOOM	mail	

WEBから申込↓



ご来社の際は、駐車場が限られておりますのでなるべく電車等の公共交通機関をご利用下さい

働き方改革推進支援助成金 適用猶予業種等対応コースのご案内

**36協定の時間引下げて
最大8割(200万円)助成**

例:建設業で労働者数8人のA社は、令和5年3月までに月限度時間70時間の36協定が労基署に届出済みであった。

令和5年4月以降、交付申請して、決定後に時短のためにミニショベル250万円を購入し、36協定限度時間を60時間に下げて労基署に届出した。

支給は、250万円×8割で200万円です。



働き方助成金(適用猶予コース)ができる理由

建設業でも、令和6年4月1日以降、36協定の上限は原則として、月45時間・年360時間となります。そのため、厚労省では、「適用猶予コース」を令和5年度概算要求しています。

基本条件

- (1) 土木、建築、設備等を問わず、労働者が1人でもいる建設業であること
- (2) 令和5年3月31日までに、例えば月70時間の36協定を届出していること
- (3) 令和5年4月以降、36協定を月60時間以下とし、時短になる建機等を購入すること

主な対象機械、システム

労働者の時短に役立つ機械、システム

ミニショベル、ドローン、軽トラック、貨物自動車(ハイブリッドを除く)、フォークリフト、3Dプリンタ、ダンプトラック、ミニバックホウ、パワーゲート付き貨物自動車、高所作業車、除雪機、型枠自動洗浄機、斜面对応型の小型草刈機、塗装機械、建築工事最新見積システム、建築積算システム、建設業用業務ソフト等

まどか社会保険労務士法人

〒661-0012 尼崎市南塚口町2丁目6番27号

TEL. 06-6429-1112 / FAX. 06-6429-2150 担当 塩治(えんや)